香芝市監査委員告示第１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づき、令和８年８月１０日に請求のあった監査を実施しましたので、その結果を同条第５項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和８年１０月７日

香芝市監査委員　近　藤　　洋
香芝市監査委員　下　村　佳　史

住民監査請求に基づく監査結果報告書

第１　請求の内容

１　請求人

住所　　香芝市（省略）

氏名　　（省略）

２　請求の要旨

（１）対象となる財務会計行為

イ　支出負担行為

令和７年８月１２日起票（管理番号０１７３９９）、金額９０３，０４７円。一般会計、款２総務費、項１総務管理費、目４財産管理費、節１７備品購入費、細々節００１施設用備品、事業「行政財産管理事業」（事業コード０５０２０００００）。内容欄の記載は「施設用備品（香芝市総合福祉センター内キッズスペース用備品）」。所管課は管財課。契約の相手方は（省略）。契約方法は随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）。品目はアスレチックＡセット一式。納入場所は香芝市逢坂一丁目３７４番地１　香芝市総合福祉センター。

ロ　支出

令和７年９月２６日起票の支出命令（管理番号０２３６３１）に基づく同額の支出。支払予定日は令和７年１０月１０日。以下、イ及びロを併せて「本件財務会計行為」という。

（２）請求期間

本件財務会計行為のうち最も早いものは令和７年８月１２日の支出負担行為であり、本請求は同日から１年を経過する前にされたものである（地方自治法第２４２条第２項）。

３　違法又は不当であると考える理由

（１）費目誤り及び目的外支出

イ　地方自治法第２１６条は、歳出予算はその目的に従って款項に区分しなければならないと定める。歳出予算に係る節の区分は地方自治法施行規則第１５条第２項別記により定められ、款項の区分及び目の区分は同条第１項別記に定める区分を基準として毎年度の歳入歳出予算の定めるところによる。款項目節の区分は、議会が予算を議決するに際して付した目的による拘束を執行段階において担保するための仕組みである。

ロ　香芝市総合福祉センターは福祉施設であり、その備品に係る経費は民生費の領域に属する。現に、令和７年度香芝市一般会計予算に関する説明書によれば、款３民生費、項１社会福祉費、目９総合福祉センター、節１７備品購入費

として８００，０００円が計上され、その全額が「施設用備品」とされている。すなわち、本件備品を購入するための適正な予算科目は、市自身の当初予算の中に現に存在した。

ハ　それにもかかわらず、本件財務会計行為は、庁舎等の一般財産管理に係る経費である款２総務費、項１総務管理費、目４財産管理費、節１７備品購入費、細々節００１施設用備品から、しかも「行政財産管理事業」として執行されている。

ニ　同じ細々節００１施設用備品から令和７年度に執行された他の支出は、自立式立て看板、庁舎窓口サイン、庁舎１階総合案内サイン、香芝市役所庁舎通話録音システム機器、香芝市庁舎書庫等であり、いずれも庁舎その他の一般財産の管理に係る物品である。これらの中にあって、福祉施設である総合福祉センターの遊具のみが性質を異にする。なお、支出命令書の摘要内訳書において、本件備品は「物品（運動競技・遊具用器具類）」と分類されており、庁舎管理用の物品でないことは市自身の分類からも明らかである。

ホ　以上によれば、本件財務会計行為は、議会が総務費として議決した予算を、その目的外である福祉施設の備品の購入に充てたものであって、地方自治法第２１６条の趣旨に反する目的外支出である。

（２）事務分掌規則違反－管財課に本件事務を処理する権限がないこと

イ　地方自治法第１５８条第１項は、長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務を条例で定めるものとしている。これを受けて香芝市行政組織条例（平成５年条例第４号）が部を設置し、同条例第４条の委任に基づいて香芝市事務分掌規則（平成５年規則第３号）が課の事務分掌を定めている。事務分掌規則は、この委任の連鎖に立つ法規であって、単なる内部的便宜ではない。

なお、以下に引用する香芝市事務分掌規則の条番号は、本件財務会計行為の当時（令和７年８月）に施行されていたもの、すなわち令和７年規則第１７号による改正後、令和８年規則第５号による改正前のものである。同規則は令和８年規則第５号（令和８年４月１日施行）により管財課が廃止されて総務情報課に統合され、これに伴い条番号が繰り上げられている。もっとも、以下に引用する各規定の文言はいずれも改正の前後を通じて変更されておらず、現行規則においては第２１条が第１９条に、第３１条が第２９条に、第３３条が第３１条に、第３４条が第３２条にそれぞれ繰り上げられ、管財課の分掌は総務情報課総務係の分掌として同一の文言で存続している。したがって、いずれの版によっても以下の結論に相違はない。

ロ　香芝市事務分掌規則第２１条（社会福祉課の事務分掌）福祉政策係第９号は、「香芝市総合福祉センターの管理及び運営に関すること。」を社会福祉課の分掌と定める。

ハ　同規則第３１条（各課共通の事務）は、第１号に「主管事務に関する予算経理その他庶務に関すること。」、第３号に「主管に属する契約に関すること。」、第４号に「主管に属する市有財産の取得に関すること。」を掲げる。備品は市有財産であるから、総合福祉センターの備品の取得、これに係る契約及び予算経理は、いずれも主管課である社会福祉課の事務である。

ニ　他方、同規則第８条（管財課の事務分掌）施設整備係が分掌するのは、公有財産の整備計画、公有財産の保険、普通財産の管理及び処分、庁舎（他課に属するものは除く。）の管理、公用車の整備及び管理、市営住宅、固定資産台帳である。管理及び処分の対象は「普通財産」に限られ、また「庁舎」からは「他課に属するもの」が除かれている。

ホ　香芝市総合福祉センターは公の施設であって行政財産であり、かつ庁舎ではない。しかも同規則第２１条第９号により明文で他課（社会福祉課）に属する。したがって、同センターの備品の取得は管財課の分掌のいずれにも該当せず、管財課には本件事務を処理する権限がない。

ヘ　なお、同規則第３３条は「各課に関連する事務は、その関係の最も多い課において処理し、主管の明らかでないときは、市長の裁定による。」と定めるが、本件は第２１条第９号により主管が明文で定まっており「主管の明らかでないとき」に当たらない。また同規則第３４条の相互援助は事務処理の助力を認めるにとどまり、主管の移転や費目の変更を根拠づけるものではない。

（３）議会の予算審議による統制の潜脱

香芝市議会は、総合福祉センター内にキッズスペースを整備し、そのための備品を購入することを、民生費として審議し議決した事実がない。本件財務会計行為は、総務費の既定の枠を用いることによって、議会による目的別の統制を受ける機会を失わせたものである。適正な予算科目が民生費に現に存在したにもかかわらずこれを用いなかったことは、その効果を一層明瞭にしている。

（４）関係職員の財務会計法規上の義務違反

イ　最高裁判所第三小法廷平成４年１２月１５日判決（民集４６巻９号２７５３頁）は、地方自治法第２４２条の２第１項第４号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟において、当該職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる旨を判示した。

ロ　同判決は、さらに、教育委員会がした職員の人事に関する処分について、地方公共団体の長は、当該処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、当該処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があるとした。もっとも、同判

決がこの加重された基準を導いたのは、教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみたものであり、その理由として、長は独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから長の有する予算の執行機関としての職務権限にはおのずから制約が存することを明示している。すなわち、同基準は、長から独立した機関の処分が介在する場面に係るものである。

ハ　本件においては、そのような独立した機関の処分は一切介在しない。事務分掌規則に違反したのも、費目を選択したのも、支出負担行為をしたのも、支出命令をしたのも、いずれも市長の補助機関である。市長が介入し得ない他の機関の固有の権限に拘束されたという関係は存在しない。したがって本件においては、上記の加重された基準は適用の前提を欠き、当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反するか否かが直接に問われる。

ニ　そもそも、費目の選択それ自体が支出負担行為の内容をなす財務会計行為である。前記２の事務分掌規則違反は、単なる「先行する原因行為」にとどまるものではなく、財務会計行為と一体となって現れている。

ホ　しかるに、支出負担行為書及び支出命令書の内容欄には「施設用備品（香芝市総合福祉センター内キッズスペース用備品）」と明記され、契約書には納入場所として香芝市総合福祉センターが記載されている。福祉施設の備品であることは伝票の記載自体から一見して明らかであった。加えて、当該備品を購入するための適正な予算科目は、款３民生費、項１社会福祉費、目９総合福祉センター、節１７備品購入費として、市自身の当初予算の中に現に存在した。関係職員は、本件支出が予算の目的に適合せず、かつ所管外の課による執行であることを容易に認識し得たのであり、支出を差し控えるべき財務会計法規上の義務を負っていた。これに違反して本件財務会計行為をした点において、違法である。

ヘ　なお、仮に上記の加重された基準によるべきものとしても、議会が総務費として議決した予算を福祉施設の備品の購入に充て、しかも適正な予算科目が現に存在したにもかかわらずこれを用いなかったという瑕疵は、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものというべきである。

４　香芝市に生じた損害について

本件備品は現に総合福祉センターに設置され使用されているとみられ、支出額がそのまま損害となるかについては議論の余地がある。しかしながら、本件財務会計行為は、議会の議決による目的拘束に反して総務費の予算を費消したものであり、その限度において、総務費が本来充てられるべき目的に用いられなくなったという不利益が市に生じている。まずは適正な予算科目による経理の是正が図られるべきであり、これが不可能である場合には、損害の補填が問題となる。

５　求める措置

（１）本件財務会計行為が違法であることを確認し、香芝市長に対し、適正な予算科目（款３民生費、項１社会福祉費、目９総合福祉センター、節１７備品購入費）により経理すべく必要な是正の措置を講ずべきことを勧告すること。

（２）前項の是正が困難である場合には、香芝市長及び本件財務会計行為に関与した職員に対し、香芝市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

（３）同種の費目誤り及び事務分掌規則違反の再発を防止するため、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

第２　監査の実施

１　請求の受理

令和８年８月１０日に住民監査請求書が提出され、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条の所定の要件を具備しているものと認め同日付けで受理した。

２　監査対象事項

第１の請求の内容中、３の「違法又は不当であると考える理由」の４点及び４の「香芝市に生じた損害について」の主張の当否又は理由の適否を監査対象事項と判断し実施した。

３　監査対象部局　総務部管財課（現総務情報課）
健康福祉部社会福祉課

４　陳述の聴取及び証拠の提出等

法第２４２条第７項に基づき請求人に意見の陳述の機会を設け、令和８年９月２日に意見の陳述を行った。なお、令和８年８月１８日に請求人から、住民監査請求補充書の提出とともに新たな証拠の提出があった。

また、令和８年９月２４日に監査対象部局の関係職員から事情の聴取を行った。

５　本件事案に係る事実関係の概要等について

（１）香芝市総合福祉センター内キッズスペース設置に係る経緯について

令和７年２月２５日、市長は、副市長、総務部長、健康福祉部長、子ども家庭部長を名宛人として、「キッズスペース等の設置に関する指示」と題する文書を発出し、香芝市役所本庁舎１階総合受付付近及び香芝市総合福祉センター１階保育幼稚園課前においてキッズスペースやその機能を備えた椅子等の設置を検討することを指示した。その後、主に総務部管財課（現総務情報課）及び健康福祉部社会福祉課において設置を検討したが、香芝市役所本庁舎については、来庁者の導線確保等が難しいとの判断により設置を見送り、香芝市総合福祉センターにキッズスペースを設置するため、令和７年８月１９日付けで、（省略）を相手方として物品購入契約を締結した。

（２）香芝市総合福祉センター内キッズスペースの設置に係り購入した備品について

備品とは、香芝市会計規則（昭和５９年規則第６号）第５６条第１項において、「一組又は一品の取得価格又は評価額が１万円以上のもの（１万円未満であっても会計管理者が必要と認めるものを含む。）であって、その性質形状を変えることなく長期間の使用又は保存に耐え得る物品」と規定されている。

請求人がいう香芝市総合福祉センター内キッズスペース用備品（以下「本件備品」という。）については、令和７年度一般会計予算の款２総務費、項１総務管理費、目４財産管理費、節１７備品購入費により支出されている。

なお、その内容は以下のとおりである。

イ　施設用備品（香芝市総合福祉センター内キッズスペース用備品）

（品名）　アスレチックＡセット　一式

（サイズＷ４，５００×Ｄ３，６００×Ｈ３５０ｍｍ）

（内訳）

（イ）商品名：フロアマット【ＦＭ－６６】

単価：金７，６０９円（税抜）

数量：２個

（ロ）商品名：フロアマット【ＦＭ－９６】

単価：金９，６００円（税抜）

数量：１０個

（ハ）商品名：フロアマット【ＦＭ－６６（Ｒ）】

単価：金８，４９０円（税抜）

数量：２個

（ニ）商品名：アスレチックシリーズ　サイドガード【ＳＧ－６１】

単価：金１８，７８１円（税抜）

数量：６個

（ホ）商品名：アスレチックシリーズ　サイドガード

【ＳＧ－６３（Ｌ型）】

単価：金３１，５０９円（税抜）

数量：２個

（ヘ）商品名：アスレチックシリーズ　サイドガード

【ＳＧ－６４（Ｌ型・角Ｒ）】

単価：金３２，５１８円（税抜）

数量：２個

（ト）商品名：アスレチックシリーズ　サイドガード

【ＩＧ－１（入口ゲート）】

単価：金１９，７２７円（税抜）

数量：１個

（チ）商品名：アスレチックシリーズ　サイドガード
【ＴＲ－０（多機能ラック）】
単価：金３５，５５４円（税抜）
数量：１個
（リ）商品名：アスレチックシリーズ　サイドガード
【ＭＲ－３（マガジンラック）】
単価：金３１，５３６円（税抜）
数量：１個
（ヌ）商品名：アスレチックシリーズ　サイドガード
【ＳＢ－５（シューズボックス）】
単価：金３４，６７２円（税抜）
数量：１個
（ル）商品名：アスレチックシリーズ　遊具【ＫＤＮ－１（階段）】
単価：金３６，３００円（税抜）
数量：１個
（ヲ）商品名：アスレチックシリーズ　遊具
【ＯＤＢ－１（踊り場）】
単価：金３５，３７２円（税抜）
数量：１個
（ワ）商品名：アスレチックシリーズ　遊具
【ＳＴＭ－１（スロープ付きマット）】
単価：金４４，２６３円（税抜）
数量：１個
（カ）商品名：アスレチックシリーズ　遊具
【ＭＴＳ－１（マット付きサークル）】
単価：金５７，４１８円（税抜）
数量：１個
（ヨ）商品名：アスレチックシリーズ　遊具
【ＤＳＳ－１（段差ステップ）】
単価：金４２，３０９円（税抜）
数量：１個
（タ）商品名：アスレチックシリーズ　遊具
【ＭＳＰ－１（丸太ステップ小６）】
単価：金５０，０６３円（税抜）
数量：１個
（レ）商品名：連結金具【ＲＫＧ－１】

単価：金３，５００円（税抜）
数量：１４個
（ソ）商品名：送料（車上渡し）
単価：金１５，８００円（税抜）
数量：１個
（契約金額）金９０３，０４７円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金８２，０９５円）
（契約保証金）免除（香芝市契約規則第２０条第１項第６号）
（納入場所）香芝市逢坂一丁目３７４番地１　香芝市総合福祉センター
（支出科目）（款）２総務費、（項）１総務管理費、（目）４財産管理費、
（節）１７備品購入費
（支出負担行為書起票日）令和７年８月１２日
（支出命令書起票日）令和７年９月２５日
（支払日）令和７年１０月１０日

（３）令和７年度一般会計予算の款３民生費、項１社会福祉費、目９総合福祉センター費、節１７備品購入費により購入した備品について

請求人がいう本件備品を購入するための適正な予算科目は、令和７年度一般会計予算の款３民生費、項１社会福祉費、目９総合福祉センター費、節１７備品購入費とされている。当該予算科目から実際に支出された内容は以下のとおりである。

イ　総合福祉センター（かしば・屯鶴峯温泉）備品調達契約について
（件名）総合福祉センター（かしば・屯鶴峯温泉）備品調達
（内訳）
（イ）品名：生興　シューズボックス　３列８段２４人用（窓付き）
【ＳＬＣ－２４ＴＷ－Ｋ２】
単価：金９７，４３６円（税抜）
数量：６台
（ロ）品名：生興　転倒防止金具（壁固定）【ＴＫＵ－１】
単価：金１，５８５円（税抜）
数量：６セット
（ハ）品名：生興　左右連結金具【ＴＫＭ－６】
単価：金２６０円（税抜）
数量：５セット
（ニ）品名：壁固定作業費
単価：金１，２８０円（税抜）
数量：１２箇所

（ホ）品名：横連結作業費
単価：金１，２８０円（税抜）
数量：２０箇所
（ヘ）品名：搬入設置費
単価：金６２，０００円（税抜）
数量：一式
（ト）品名：搬出作業費（既存シューズボックス）
単価：金３，２９２円（税抜）
数量：８台
（契約金額）金７９７，１９４円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金７２，４７２円）
（契約保証金）免除（香芝市契約規則第２０条第１項第６号）
（納入場所）香芝市逢坂一丁目３７４番地１　香芝市総合福祉センター
（支出科目）（款）３民生費、（項）１社会福祉費、（目）９総合福祉センター費、（節）１７備品購入費
（支出負担行為書起票日）令和７年８月１日
（支出命令書起票日）令和７年１０月２７日
（支払日）令和７年１１月２０日

第３　監査の結果

１　監査委員の判断

（１）費目誤り及び目的外支出であるか否かについて

法第２１６条は、「歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。」と定めており、歳出はその目的ごとに系統的に作成すべきものとされている。

このことにつき、請求人は、香芝市総合福祉センターは福祉施設であり、その備品に係る経費は民生費の領域に属するとし、本件財務会計行為は、議会が総務費として議決した予算を、その目的外である福祉施設の備品の購入に充てたものであって、法第２１６条の趣旨に反する目的外支出である、と主張する。

一方、監査対象所管である総務部からの聴取によると、通例として、総務費にて調達した可搬性のある備品を庁舎内の他部局又は他施設に配置することは行政運営上当然に想定され、従来より横断的な備品の活用は行っていることから、総務費の目的の範囲内と判断している、との趣旨であった。

また、監査対象所管である健康福祉部からの聴取においては、香芝市総合福祉センターには車椅子を使用している方や視覚障害で白杖を使用されている方もおられ、障害物となり得る懸念もあり、場合によって一部撤去により縮小し、他の

施設での活用に変更する可能性も十分にあったことからも、総合福祉センター費による支出であるべきとの認識はなかった、との趣旨であった。

なお、本件備品は、第２の５の（２）のイからタの各商品を組み合わせたセットとして購入したものであり、分離し、個別単体で使用又は移動が可能なものである。

まず、総務費は、市の全般的な管理事務等に要する経費又は他の款の事業又は事務の増減変化に特に関係なく、通常必要とされる共通経費等とされているが、一律の基準が存在するものではない。その適用範囲は、支出の目的及び内容を踏まえて必要な限度にとどめるべきものではあるが、非常に広い範囲に適用し得る費目であると言える。本件備品の購入に当たっては、総務費からの支出を前提に、総務部管財課が主導し、香芝市役所本庁舎及び香芝市総合福祉センターの来庁者待合スペースの利用環境改善を図ろうとしたものである。

また、監査委員の調査によると、香芝市役所本庁舎４階に設置していたキッズルームに使用していたマットは、現在、その一部を同階の授乳室にて使用し、一部は香芝市総合福祉センターの保育幼稚園課前にて使用しており、その他記載台等の備品においても同様に、移設し使用していることから、必要に応じ施設横断的に備品を活用していることが実態として確認できる。公共施設全般の環境改善、機能向上等の政策目的において、通常、パソコン、電話機器、什器など可搬性のある物品を共通資産として扱い、総務費での調達品目を教育や福祉などの分野に配置することは、従前より行われている実務である。

これら、総務費の広範性と施設横断的な活用等を総合的に勘案すると、本件備品は香芝市総合福祉センターにて使用することを予定して購入されたものの、特定の施設に固定的に使用するのではなく、利用状況等必要に応じて再配置するという想定をもって、施設全般に共通する利用環境の改善を目的とする場合においては、本件財務会計行為は、全般的な管理に係る総務費の目的の範囲外であるとは言えず、法第２１６条の趣旨に反するとは言えない。

（２）管財課に本件事務を処理する権限がないことによる事務分掌規則違反であるか否かについて

請求人は、香芝市事務分掌規則第２１条（令和８年規則第５号による改正後の第１９条）（社会福祉課の事務分掌）福祉政策係第９号は、「香芝市総合福祉センターの管理及び運営に関すること。」を社会福祉課の分掌と定め、同規則第３１条（令和８年規則第５号による改正後の第２９条）（各課共通の事務）は、第１号に「主管事務に関する予算経理その他庶務に関すること。」、第３号に「主管に属する契約に関すること。」、第４号に「主管に属する市有財産の取得に関すること。」を掲げ、備品は市有財産であるから、香芝市総合福祉センターの備品の取得、これに係る契約及び予算経理は、いずれも主管課である社会福祉課の

事務であると主張する。

しかし、長の直近下位の内部組織の分掌する事務を定める香芝市行政組織条例（平成５年条例第４号）においては、「市有財産に関すること。」を総務部の分掌事務と定めている。香芝市事務分掌規則は、これを受けて、各所管に属する市有財産の取得及び登記事務を各課共通の事務として定めたものであり、全ては総務部の統括の下に事務の処理を各所管がなすことを規定したものと解される。このことから、香芝市行政組織条例に定められた分掌に基づき、統括的な見地から総務部において執行することを、香芝市事務分掌規則が禁じたものとは捉えられないから、本件財務会計行為が同規則に反するものとは言えない。

なお、請求人は、香芝市事務分掌規則は、委任の連鎖に立つ法規であって単なる内部的便宜ではないから、香芝市総合福祉センターの備品の取得は管財課の分掌にいずれも該当せず、管財課には本件事務を処理する権限がないと主張する。しかし、香芝市事務分掌規則は、地方公共団体の自主組織権に基づき、事務処理の便宜のため、市長の権限に係る事務を、単に組織内部に割り振ったものであり、いずれかの所管が何らかの権限を得たものではない。また、通常、複数の分掌に当てはまる解釈が可能な、多様な行政需要に対し、関係所管間で柔軟に調整しながら市長の権限に係る事務を処理しているものであるところ、同規則の文言の一面的な解釈により、かつ、権限として捉え、その越権により財務会計上の違法又は不当があるとする請求人の主張は採用できない。

（３）議会の予算審議による統制の潜脱であるか否かについて

請求人は、民生費として審議し議決した事実がなく、総務費の既定の枠を用いることによって、議会による目的別の統制を受ける機会を失わせたと主張する。

しかし、議会の議決の対象となる歳出予算の区分は款項であり、目及び節は、予算執行上、各項を細分して設けられているものであり、当初予算の議決時において執行すべき個々の事業内容が全て具体的に確定していることを要するものではない。事業内容によっては、具体的な内容が確定した段階で補正予算を計上することが、説明責任を確保する上でより適切な場合もあるものの、第３の１の（１）に示した判断のとおり、本件財務会計行為が総務費の目的の範囲内にあると認められる以上、法第１４９条第２号に基づく市長の予算執行権により、既決予算の範囲内でこれを執行することが、財務会計法規上の義務に違反するとは言えず、議会による予算統制を潜脱したものとは認められない。

なお、適正な予算科目が民生費に現に存在していたにもかかわらずこれを用いなかったことの非を請求人は主張するが、民生費の目９総合福祉センター費、節１７備品購入費は、８００，０００円の予算のうち、香芝市総合福祉センターに専属的に用いる下足入れの調達に７９７，１９４円を支出しているものであり、総務費の目的の範囲内にあると認められる以上、施設に専属的な備品の購入に係

る予算費目が存在するか否かは本件財務会計行為の違法性又は不当性の認定には影響しない。

（４）関係職員の財務会計法規上の義務違反であるか否かについて

請求人は、関係職員は、本件支出が予算の目的に適合せず、かつ所管外の課による執行であることを容易に認識し得たのであり、支出を差し控えるべき財務会計法規上の義務を負っていたから、これに違反して本件財務会計行為をした点において、違法であると主張する。

しかし、前記第３の１の（１）のとおり、目的外支出とは言えないことから、支出を差し控えるべき財務会計法規上の義務を負っていたとは言えない。

（５）香芝市に生じた損害について

請求人は、本件財務会計行為は、議会の議決による目的拘束に反して総務費の予算を費消したものであり、その限度において、総務費が本来充てられるべき目的に用いられなくなったという不利益が市に生じていると主張する。

しかし、仮に、総務費を用いるべき支出の必要性が他にあり、その財源が不足する場合は、必要に応じて法第２１８条第１項に基づき補正予算を調製し議案提出により当該支出の確保を図ることができるのであるから、本件支出により総務費が本来充てられるべき目的に用いることができなくなったという不利益が市に生じているとは言えず、また、本件備品は現に市民に利用されており、市としてその財産的価値を享受していることからしても、香芝市に損害が生じているものとは認められない。

（６）結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと認め、本件請求はこれを棄却する。しかし、今後において留意すべきと考える点につき、次のとおり意見を付す。

２　監査委員の意見

本件財務会計行為は、支出に係る経緯と運用の実情等に鑑み、一般的な財産の管理に供される備品として総務費により調達したことについて、違法又は不当とは言えないと判断したものであるが、予算の執行について議会の権限との関係で疑義が生じ得る点については、一定の指針等により、予算の執行の在り方について整理を進めていくことが望ましい。引き続き、市長においては、予算の執行について一層の透明性の確保を図り、議会の権限と、市長の権限を定めた法令の趣旨を踏まえて円滑に事務が執行されるよう、市民への説明に尽くされたい。